

少子化への対応に向けた施策の推進について

【内閣府・厚生労働省】

提案・要望の内容

少子化を国の基本に関わる最重要課題と捉え、税制度や社会保障制度をはじめとする、抜本的な総合対策を構築すること。

- 1 出産や子どもの成長段階に応じ、その該当世代の所得状況を考慮して、効果的な経済的負担の軽減を行うこと。
また、次の負担軽減については、早急に対策を講ずること。
 - ・ 特定不妊治療について、医療保険の適用も視野に、さらなる負担軽減を図ること。
 - ・ 医療保険制度における乳幼児医療に係る本人負担を軽減すること。[2割→1割]
- 2 育児休業を取得しやすい職場づくりを推進するなど、中小企業における仕事と家庭が両立できる環境整備をすすめること。
 - ・ 中小企業の事業主に対する意識啓発を推進すること。
 - ・ 特に、従業員数が少ない小規模な中小企業に対する施策を充実すること。
- 3 子育てを社会全体で支援する国民的機運を醸成する観点から、広報・啓発を強化すること。
- 4 地方単独乳幼児医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額調整を撤廃すること。

【現状と課題】

○経済的負担の軽減

- ・ 子育ての経済的負担の軽減については大きなニーズがあるが、その主体である所得税・社会保障制度については、国の責務において総合的な対策を構築するべき。
- ・ 特に、現行の児童手当と所得税の扶養控除制度では、負担軽減が必要な所得が低い層よりも、一定以上の所得がある層がよりメリットを享受している状況。
- ・ 特定不妊治療の治療費が高額であること（体外受精30万円／回等）、年間に繰り返し治療する場合も多く、大きな負担となっている。

※ 現状は、特定不妊治療の助成制度

助成額：1年に10万円／回×2回、5年間分まで

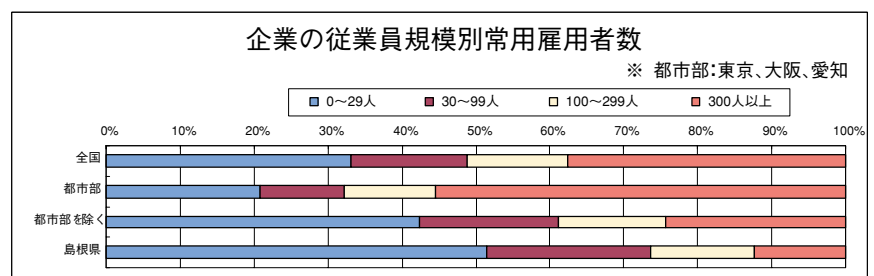
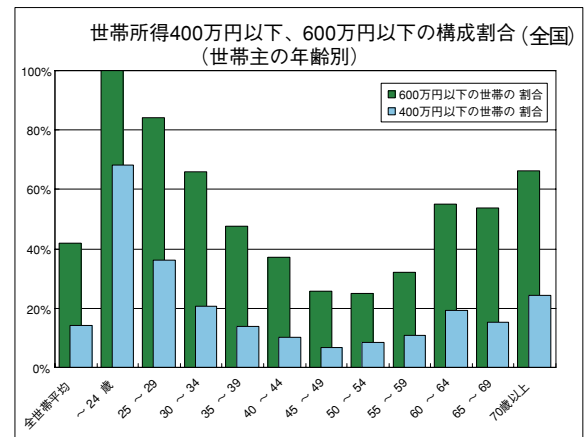
- ・ 乳幼児の医療費については、軽減に対するニーズが高いが、医療保険制度においては、3歳未満は本人負担が2割である。県単独の乳幼児医療助成制度により本人負担を就学前まで1割とする対応を行っているが、本質的には国において対応すべき。

○仕事と家庭の両立

- ・ 大企業に比べて中小企業の取り組みが遅れている。特に、従業員規模が小さな企業に雇用されている労働者の割合が高い本県においては、小規模な企業の実態に即した施策を一層推進することが重要。

○意識啓発

- ・ 国においては、シンポジウム等の広報啓発が行われているが、国民的な気運を醸成するためには、マスメディアを利用するなどして、一層の啓発強化が必要。



○地方単独医療費助成

- ・地方単独医療費助成を現物給付で実施している市町村に対する国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置は、少子化施策等における地方の努力と相反し、阻害する要因となっている。

【 本県の取組状況・方針 】

- 従来から乳幼児医療費の助成を県単独で行っており、平成17年10月から本人負担1割の対象を小学校入学前まで拡充した。
- 平成15年度から第三子以降の保育料軽減、平成17年度から特定不妊治療費の助成を実施した。
- 本年度から「しまね子育て応援企業認定制度」「子育て支援企業育成事業」などにより、子育てを応援する企業への優遇措置の実施や顕彰、取り組み事例の普及に取り組む。
- 前年度から始めた「子育て応援パスポート事業（coccolo）」が浸透したことから、本事業による企業・団体とのネットワークや「こっころ」のイメージを活かした関連事業を実施して、総合的な気運の醸成に取り組んでいる。

【 提案・要望の効果 】

- 子育てにおける経済的負担の軽減
（社会保障の拡充、税・乳幼児医療費・特定不妊治療費の負担軽減）
- 育児休業・育児時間の取得等、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりの促進
- 子どもの健やかな育ちや子育てを社会全体で支えていくことの重要性や、子育ては生きがいや喜びの一つであるという国民的な気運の醸成

URL：<http://www.pref.shimane.lg.jp/shoshika/>